

# 当事業所の施術者は

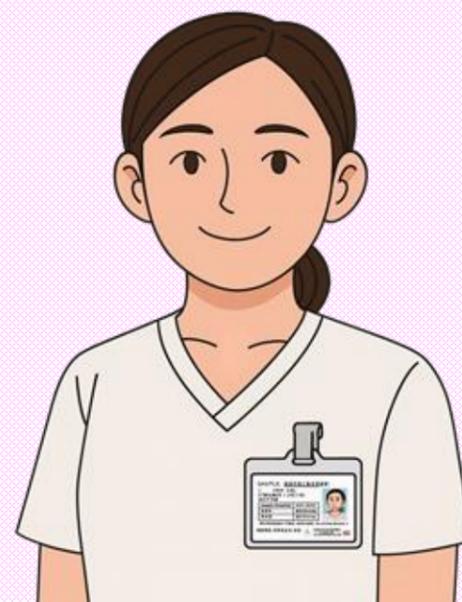
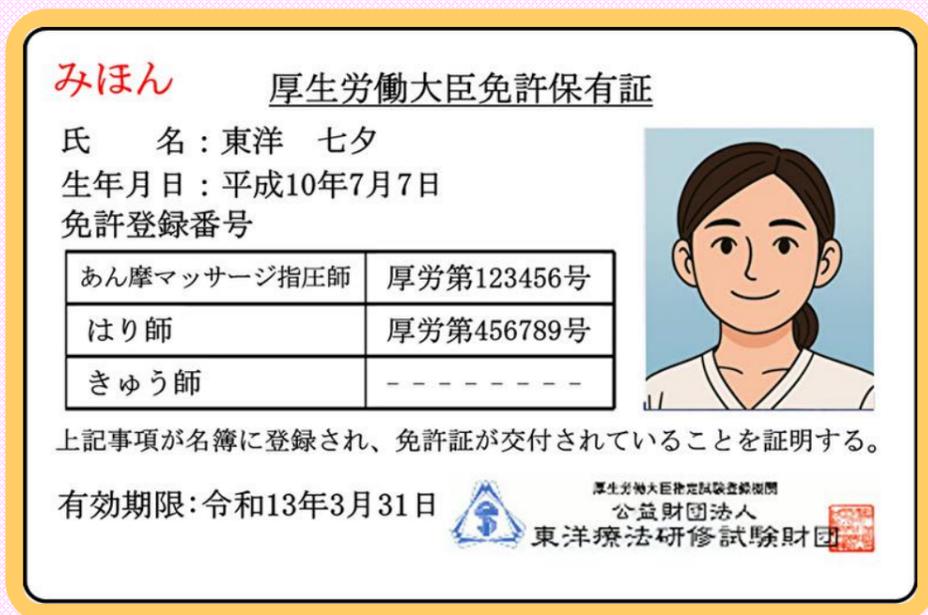
# 厚生労働大臣

# 免許保有証

## を着用しています

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師は  
**国家資格**（厚生労働大臣の免許）です。

臨床医学、リハビリテーション医学、東洋医学（経穴（ツボ）や経絡など）  
などの専門知識及び技能を修得し、国家試験に合格した者に免許が与えられます。



厚生労働大臣免許保有証は、施術者が免許を保有する専門家であることを示すとともに、受療者に安心して施術を受けていただくために免許保有者が着用するカード型の証明書です。

あはき師免許証は賞状型(紙製)です。カード型の厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、厚生労働省の指定登録機関である(公財)東洋療法研修試験財団が発行しています。



厚生労働大臣指定試験登録機関  
公益財団法人  
東洋療法研修試験財団